

ひめぎん

ひめぎん情報

Information from The Ehime Bank

加速する中央銀行デジタル通貨を
巡る動き

2022

新春

No.298

CONTENTS

2022 新春
No.298

ひめぎん情報

Information from The Ehime Bank

- 1 加速する中央銀行デジタル通貨を巡る動き
臼井 智博／日本銀行松山支店 支店長

- 4 コロナ禍における愛媛県下の雇用情勢について
三原 理志／愛媛労働局 職業安定部 部長

- 7 働きやすい職場づくりは企業の発展につながります
岡本 克也／愛媛労働局 労働基準部 部長

- 11 「えひめ南予きずな博」について
えひめ南予きずな博実行委員会（愛媛県観光国際課）

- 16 シリーズ 四国霊場を歩く(4)
神社も札所だった江戸時代
—— 大三島・八幡宮・一之宮・石鎚山
胡 光／愛媛大学 法文学部教授／四国遍路・世界の巡礼研究センター長

- 18 ひめぎんくらしサポート〈ひめサポ〉について
愛媛銀行 経営管理部・ソリューション営業部

- 22 「寅年」にまつわる話
愛媛銀行 ひめぎん情報センター

表紙写真：日の出と雲海（内子町立山）
写真提供：一般社団法人 内子町観光協会

加速する中央銀行デジタル通貨を巡る動き



日本銀行松山支店
支店長 白井 智博

明けましておめでとうございます。

2022年を迎えるにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

私たちは、日常的に「お金の支払い」をしています。その手段は実に多様です。個人では、現金（銀行券や貨幣）、商品券、口座振替（引落）、銀行振込、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、スマホ決済、QRコード決済などがありますし、企業等の場合には、これらに加え、手形・小切手や電子記録債権といった支払手段があります。こうした中、最近では、社会のデジタル化が進む中で、「デジタル通貨」が注目されています。

「デジタル通貨」と一言でいっても、様々な種類があります。例えば、2000年代初頭から広く普及し始めた民間事業者が発行する電子マネーは、デジタル技術を用いておりますので、デジタル通貨の

一種です。また、ここ数年で急速に認知度が高まったビットコインなどの「暗号資産」も、支払手段として使用することも可能なため、デジタル通貨の一種といえます。ただ、暗号資産は、国家や中央銀行によって発行された法定通貨ではありませんし、裏付け資産がないことが多く、価値が大きく変動する可能性があります。加えて、法的な明確性・頑健性、マネーロンダリングやサイバーリスク、データ保護、消費者・投資家保護など様々な課題がある点には留意が必要です。

デジタル通貨の中でも、中央銀行が発行主体となるものを「中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency、CBDC）」と呼びます。CBDCは、現在の物理的な支払手段である現金と同様の機能を有するもので、その利用者は、場所や時間を問わず、スマートフォンやICカードなどを用いて、中央銀行から発行された通貨として「お金の支払い」に使

用するものです。他方、その名のとおり、デジタルな支払手段でもあることから、現存する様々なデジタル技術を用いた支払手段を補完するものとも位置付けることができます。また、CBDCは、日本円や米ドルといった法定通貨建てで発行されますので、価値の尺度としても機能します。

世界の多くの中央銀行では、ここ数年、調査研究や実証実験を行うなど、CBDCに関する取り組みを積極的に行ってきましたが、最近では、実際にCBDCを発行する国（バハマや東カリブ等）が出てきました。中国でも、2年ほど前から複数の都市においてCBDCである「デジタル人民元」に関するパイロット実験を行っており、今年2月に開催予定の北京冬季オリンピックまでにデジタル人民元を発行するのではないかとの見方もあります。

CBDCを発行する動機は様々ですが、特に金融・決済システムが未整備の国では、銀行口座がないなど金融サービスにアクセスできない人々に金融サービスを提供するという金融包摂の観点が意識されているようです。そして、そうした国では、リープ・フロッグ（leap frog、カエル飛び）型の発展といって、金融・決済システムが未整備であるが故に、一足飛びに新しい技術を用いた新しい仕組みが導入できたりします。

これに対し、既に様々なデジタルな支

払手段が提供され、金融サービスが広く提供されている先進国でも、CBDCの発行を意識した取り組みが一段と活発化しています。欧州では、欧州中央銀行（ECB）が、デジタルユーロ・プロジェクトを立ち上げ、調査フェーズを開始しました。ECBは、調査結果を踏まえ、2年後に発行の是非を判断する方針を明らかにしています。また、米国では連邦準備理事会（FRB）が、CBDCに関する市中協議文書を公表して、関係者との対話を強化する方針です。このように、先進国においても、CBDCが現実的な選択肢の1つになってきています。

もっとも、CBDCを導入するとなれば、国民生活や経済活動に大きな影響を及ぼすことになるため、システム面はもちろんのこと、プライバシーの確保や利用者情報の取り扱い、中央銀行と民間企業の役割分担のあり方、金融システムの安定を確保するための仕組みといった制度設計面での綿密な検討など、広範かつ大規模な取り組みが必要です。

日本銀行は、数年前から、CBDCに対する社会のニーズが急激に高まる可能性も踏まえ、いざという時にしっかりと対応がとれるようCBDCに関する研究などをしてきています。そして、2020年10月に「中央銀行デジタル通貨に関する日本銀行の取り組み方針」を公表し、2021年4月には、上述したような制度設

計画での検討のほか、CBDCの基本的な機能や具備すべき特性が技術的に実現可能かどうかの実証実験をスタートさせました。また、「決済の未来フォーラム」や「中央銀行デジタル通貨に関する連絡協議会」といった場を通じて、様々な主体の方々と議論を行っています。加えて、G7やBIS（国際決済銀行）などの場を通じて、米欧の主要中央銀行と共同研究や政策的・実務的な検討を進めています。

ただ、実際にCBDCを発行するには、上述のとおり、広範かつ大規模な取り組みが必要です。そして何よりも、CBDCを発行するのであれば、それが、その利用者、つまりCBDCの払い手と受け手の

双方にとって使い勝手のよいものでなければなりません。わが国のビジネス環境が大きく変化する中で、今後、支払手段に関するニーズも変化していく可能性があります。わが国においてCBDCが必要となるかどうかは、現在、現金をはじめ、各種の支払手段を利用している国民のニーズによるところが大きいといえます。

最後に、皆様方におかれましては、今年の干支である寅から、様々な課題を乗り越えるための強い力をもらい、本年が、さらなる発展の年になることを祈念しております。



コロナ禍における 愛媛県下の雇用情勢について



愛媛労働局 職業安定部
部長 三原 理志

感染症拡大後の県下の雇用情勢の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大は、愛媛県下の雇用情勢に今なお大きな影響を与え続けています。有効求人倍率（年平均値）は、令和元年度：1.60倍から令和2年度：1.26倍まで大幅に低下しました。0.34ポイントの低下は、昭和48年の第1次オイルショック後の落ち込みに次ぐ史上2番目の記録的な下げ幅となりました。

本稿執筆時点（令和3年10月現在）の県下の雇用情勢について、（1）令和元年度末～令和2年度及び（2）令和3年度上期の二期に分けて整理したいと思います。

（1）令和元年度末～令和2年度（感染拡大初期～第3波）

県内の有効求人数は、国内の感染者数が増加するに従い、令和2年の年明けから同年5月にかけて幅広い産業で急速に減少したため、有効求人倍率は急落しました。外出自粛の影響により、とりわけ宿泊・飲食サービス業や運輸業が大きな打撃を受けたほか、各種行事やイベントの中止等によりタオル製造や一部の製紙業の求人が大幅に減少し、さらには全世界的な経済の停滞により、造船業や機械製造等でも求人数が減少しました。その後は、求人数は下げ止まり、同年6月以降はおおむね横ばいで推移しました。

一方、令和2年5月までは横ばいで推移していた有効求職者数は、緊急事態宣言が解除された直後の同年6月から遅れて上昇したため、求人数の下げ止まりにもかかわらず、有効求人倍率は1.16倍（令和2年11月）まで低下し続けました。

令和2年秋頃には、県内企業の倒産等の影響により、事業主都合離職者が一時的に増加する動きが見られましたが、その後、事業主都合離職者は緩やかに減少しました。また、景気の先行き不安や感染への警戒感等から、求職活動が抑制された結果、自己都合離職者や在職中の求職者、無業者の求職者は感染症拡大前の水準と比べ大幅に減少し、新規求職者は減少傾向が続きました。

今回の景気後退期において特徴的なのは、業務上、人との接触を伴う業種での影響が大きく、中でも時短営業や休業を余儀なくされた飲食業への打撃が大きいこと、それらの業

務に従事する非正規雇用労働者、とりわけその多くの割合を占める女性の雇用が厳しい状況（解雇のほかシフトの減少や休業等）に置かれていることが挙げられます。

また、新規求職者（当月中に新たに受け付けた求職申込件数）は対前年同月比で大幅に減少しているにもかかわらず、有効求職者数（前月から繰越された有効求職者数と当月の新規求職申込件数の合計数）は増加・高止まりし、ハローワークの再就職支援の場においては、就職活動期間の長期化の傾向が顕著となりました。求人数が減少し、再就職先の選択肢が狭まったことや、この時期、雇用保険給付の特例措置により給付期間が一部で延長されたことで早期再就職の動きが鈍ったことなどが要因として考えられます。

なお、総務省が公表している完全失業率（全国値）は、一時3.0%まで上昇したものの、概ね2%台後半で推移しました。

（2）令和3年度上期（第4波～第5波）

令和3年度に入ってから、有効求人数には一部持ち直しの動きが見られるようになりました。引き続き厳しい状況が続く産業がある中で、対前年同月比で増加に転じる産業が現れはじめ、全産業で見ると、感染症拡大前との比較では減少しているものの、対前年度比では概ね上回る状況となりました。

一方、有効求職者数については、令和2年11月（直近のピーク）以降は減少に転じた後、令和3年度に入ってから概ね横ばいで推移しています。

こうした状況を反映して、令和3年度（4～8月）の有効求人倍率は幾分回復し、1.2～1.3倍台で推移しています。

ただし、求職者を一般・パート別で見ると、パート求職者がやや増加傾向となっており、一部には就職活動が長期化する状況も見られます。

完全失業率については、令和3年5月に3.0%に上昇した後、再び下降し、直近3ヶ月は2%台後半で推移しています。

現状分析及び労働局・ハローワークの取組

次に、雇用情勢の現状を踏まえつつ、労働局・ハローワークの取組についてご説明します。

（1）雇用維持策と人材不足

感染症の拡大が雇用情勢に深刻な影響を与えていることに疑いの余地はありませんが、一方で、主要指標を過去の景気後退期と比較する限り、雇用情勢の悪化に一定の歯止めがかけられているという見方もできます。完全失業率も現時点では3.0%までの上昇で止まっている（リーマンショック時は一時5.5%まで悪化）ほか、有効求人倍率は依然として1倍台を維持しています（同じく0.52倍まで悪化）。このように、最悪な状況の一手手前で踏み止まれている要因としては、主に次の2点が考えられます。

1点目として、雇用調整助成金をはじめとする雇用維持策の存在が挙げられます。雇用調整助成金については、感染症拡大直後から支給率を大幅に引き上げるとともに、申請手続きを簡素化した結果、県内の多くの企業の皆様にご活用いただくこととなりました。厚

生労働省は、一連の雇用維持策により、完全失業率の上昇が2.6%程度抑制されたと試算しており、県内においても一定の雇用の下支え効果があるものと考えられます。

2点目として、人口減少・超高齢化社会の到来を背景とした人材不足基調が、コロナ禍にあっても、産業によっては根強く続いていることが挙げられます。今後、本格的な経済活動の再開に当たり、感染症拡大前の課題であった人材不足の問題が再燃するおそれがあります。

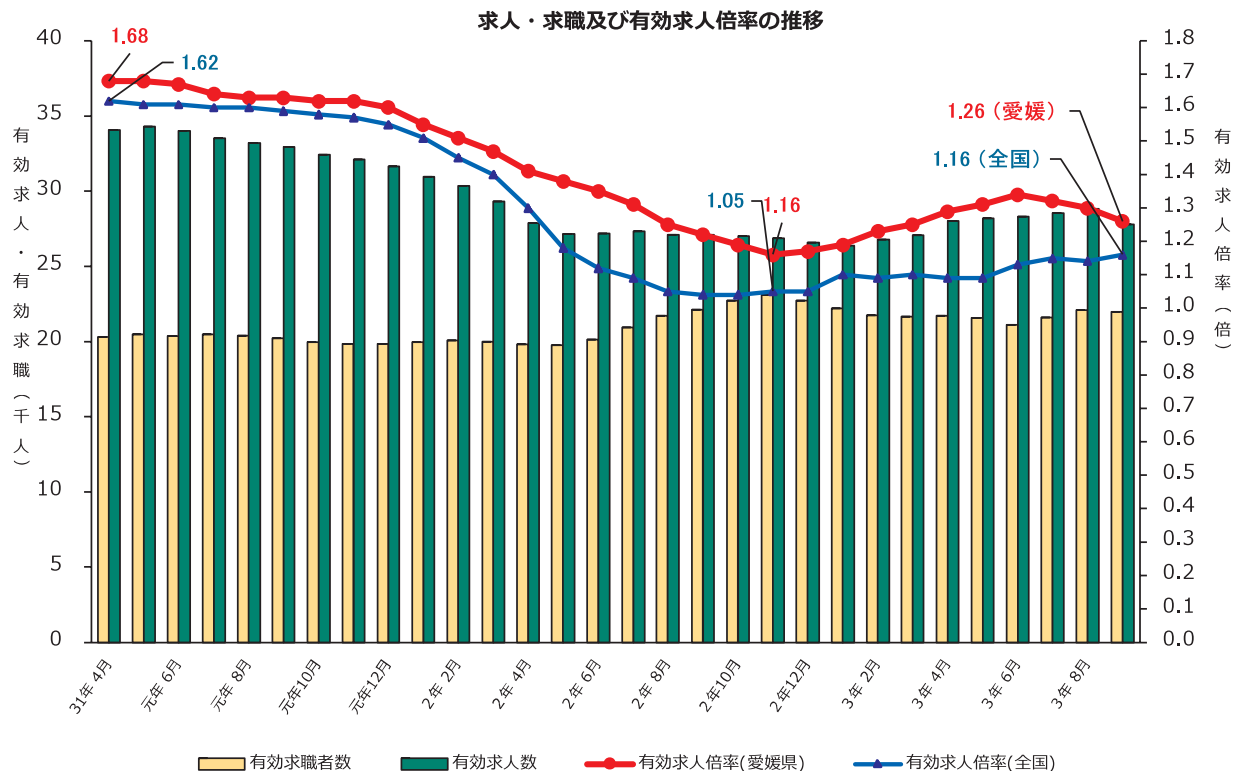
(2) 再就職支援の強化

企業において雇用維持の努力が続く一方で、感染症の拡大は有効求人倍率の低下をもたらし、非正規雇用労働者、特に女性の雇用に今なお深刻なダメージを与えています。ハローワークの再就職支援の現場では、ミスマッチが拡大し就職活動が長期化する傾向が一部に見られます。

これを受け、労働局・ハローワークでは、求職者のニーズに合った求人を確保し、再就職先の選択肢を増やす等の対応を強化しています。

また、職業訓練について、コースの拡充や訓練受講給付金の要件緩和等を図り、働く方一人一人のスキルアップと再就職支援に全力で取り組んでいます。

今後も、感染者数の推移や経済情勢の変化に伴い、雇用情勢のさらなる変動も予想されますが、労働局・ハローワークにおいては、こうした情勢の変化に対応した各種施策を機動的に進めて参りますとともに、引き続き雇用の安定のために全力を挙げて取り組んで参ります。



働きやすい職場づくりは 企業の発展につながります



愛媛労働局 労働基準部
部長 岡本 克也

愛媛労働局労働基準部では、誰もが安全で安心して働くことができる職場環境を提供することを目的に様々な施策を推進しています。現在は、政府の重要課題である「働き方改革」を実現するために、順次施行されている「働き方改革関連法」の周知や円滑な運用に向けた指導、援助に力を入れています。

そこで、「働き方改革関連法」の施行に伴い、改正された労働基準法（残業時間の上限規制）と、治療をしながらも働くことができる職場づくりについて、ご紹介させていただきます。

そして、10月からは愛媛県の最低賃金が改正されていますので、このことについてご紹介したいと思います。

残業時間に上限が設けられています

我が国の労働環境を巡っては、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「育児や介護との両立など働く人のニーズの多様化」などの状況が見られます。こうした中で、設備投資や技術革新による生産性向上とともに、様々な事情を抱えた人たちのニーズに対応した就業機会の拡大やすべての働く人が意欲・能力を存分に発揮できる職場環境を作ることが重要な課題になっています。「働き方改革」の実現は、これらの課題の解決に向けて、働く人の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てることを目指しています。

そして、「働き方改革」の中でも、正社員として働く人たちの長時間労働が社会問題となっており、女性や高齢者といった方々の就業参加を阻害する要因となっています。また、長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす要因と考えられており、さらには脳・心臓疾患との関連性が強いという医学的知見が得られています。

そこで、長時間労働の問題を解決するために、労働基準法が改正され、平成31年4月（中小企業は令和2年4月から適用）から時間外労働に上限規制が設けられることとなりましたので、改正内容のポイントについてご紹介します。

まず、労働基準法で定められている、労働時間と休日について説明いたします。労働時間は原則として1日8時間、1週40時間以内とされており、これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされており、これを「法定休日」といいます。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定の休日に労働させる場合には、

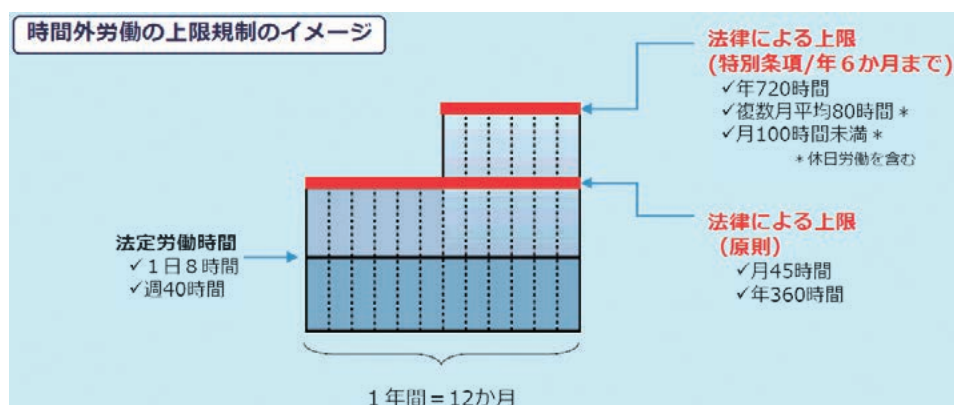
- 労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結
- 所轄労働基準監督署長への36協定の届出

が必要です。

今回の労働基準法の改正により、原則として、36協定で定めることのできる時間外労働の上限は月45時間、年360時間となり、この上限時間を超えて時間外労働を行うことができなくなりました。

ただし、突発的な仕様変更や、製品トラブル、大規模なクレームへの対応等、通常予見することができない臨時的な特別の事情が発生した場合で労使が合意する場合は、以下の条件をすべて遵守したうえで、原則の月45時間、年360時間を超えて時間外労働を行うことができます。

- 原則の月45時間を超えて労働させることができる回数は、年6か月まで
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、複数月（2～6か月）平均で月80時間以内
- 時間外労働が年720時間以内



治療と仕事の両立への取組をお願いします

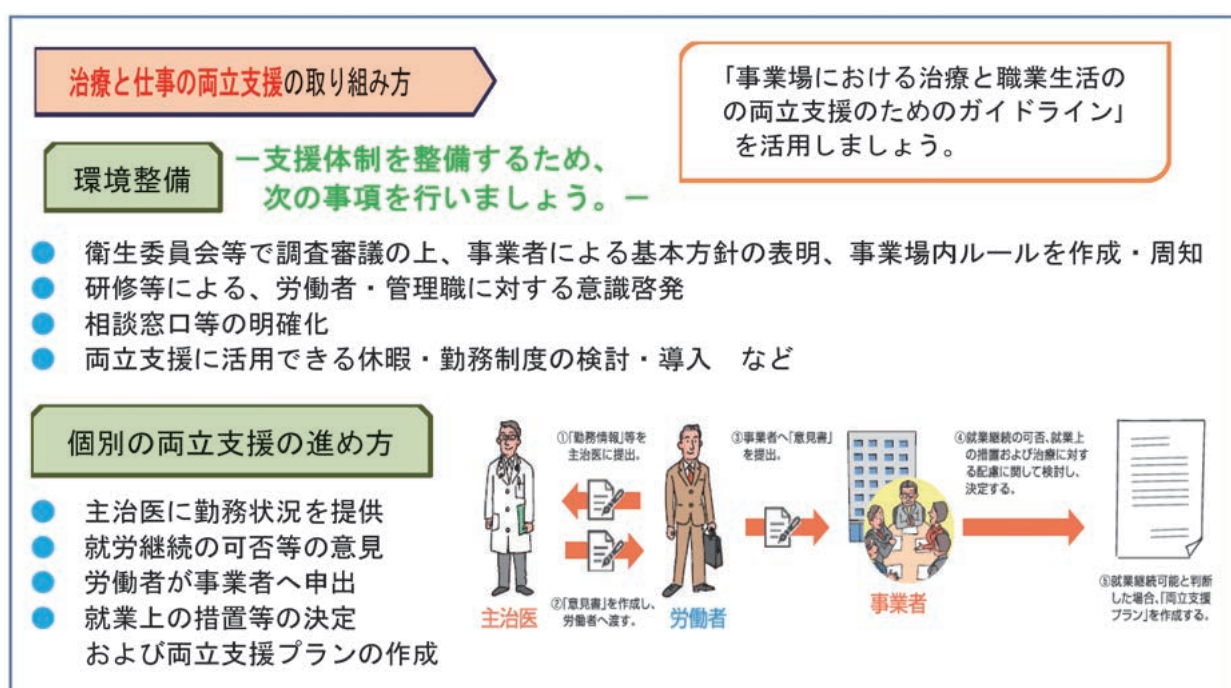
厚生労働省が行った「国民生活基礎調査」(平成25年度)では、何らかの病気にかかっている労働者は、約2,000万人いるとされており、労働人口の3人に1人が何らかの病気を抱えながら働いています。そして、病気を抱える労働者のうち、仕事を続けたいと希望する人が約9割いる一方で、仕事を辞めざるを得なかった人は正規労働者で14%、非正規

労働者で25%もおられます。

一方で、病気休暇のある企業の割合は23.3%（令和2年「就労条件総合調査」）にとどまっております。医療の進歩も伴い、治療を続けながら仕事ができる職場環境の整備がより一層急がれるところです。政府では、「一億総活躍社会」の実現を掲げて、性別、年齢、子育てや介護、障害や病気などに関係なく、すべての人が生き生きと活躍できる社会作りに取り組んでいます。この「治療と仕事の両立」は、「一億総活躍社会」を実現する中の重要な取組とされています。

そこで、厚生労働省では、平成28年に「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を策定して、両立支援に取り組む事業場を支援しています。

これから職場内の整備を検討される企業におかれましては、本ガイドラインを踏まえて、環境整備を進めていただきますようお願いいたします。



このガイドライン中では、具体的な環境整備の進め方として、事業主による両立支援に対する基本方針を表明することや、労働者が安心して相談ができる相談窓口の明確化等を整備することが大切であると示されています。

愛媛産業保健総合支援センター（通称「産保センター」）では、両立支援に取り組まれる企業を個別に訪問して指導援助を行うほか、治療を希望する労働者と企業の個別調整を行っておりますので、是非ご活用ください。また、事業場の皆様及び支援を受けたい方のためにポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」を設置しており、支援ナビでは、取組事例や助成金制度を紹介しているほか、過去に開催したセミナー動画を見ることができますのであわせてご活用いただきたいと思ひます。

【お問い合わせ先】

愛媛産業保健総合支援センター 089-915-1911

愛媛県の最低賃金額が10月1日から時間額821円に改定されています

愛媛県の最低賃金は、令和3年10月1日から時間額821円に改定されています。

この最低賃金は、愛媛県内にある企業で働く会社員やパート、学生アルバイトの方等、働き方や名称、年齢にかかわらず、すべての労働者に適用されます。また、この最低賃金は、通常の労働時間や労働日に対応する賃金に限られますので、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、のほか、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、臨時の賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）は含まれませんのでご注意ください。

そこで、「最低賃金との比較方法」をお示ししていますが、最低賃金を確認する場合、月給、日給で支払われる賃金については時間額に換算したうえで最低賃金額（821円）と比較することになりますので、この点についてもご注意願います。

【最低賃金額との比較方法】

- 1 時間給の場合 $\text{時間給} \geq \text{最低賃金額821円}$
- 2 日給の場合 $\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額821円}$
- 3 月給の場合 $\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額821円}$

(例) 基本給が日給、各手当が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額821円

おわりに

今回ご紹介しました、長時間労働の抑制、治療と仕事の両立など、「働き方改革」の実現に取り組むことにより、働く人たちの意欲向上や生産性向上につながり、これは企業にとっても有益といえます。各企業の皆様には「働き方改革」への積極的な取組をお願いします。

「働き方改革」への取組、労働時間の管理方法や時間外労働の上限規制をはじめとした労働時間制度等について、さらに詳しく知りたい方は、最寄りの労働基準監督署にお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

松山労働基準監督署	089-917-5250
新居浜労働基準監督署	0897-37-0151
今治労働基準監督署	0898-32-4560
八幡浜労働基準監督署	0894-22-1750
宇和島労働基準監督署	0895-22-4655

「えひめ南予きずな博」について

えひめ南予きずな博実行委員会（愛媛県観光国際課）

えひめ南予きずな博について

愛媛県では、南予地域の9市町及び関係団体とともに、平成30年7月豪雨災害で被災した南予地域の元気づけと、復興の過程で生まれた地域内外の人々との絆の強化や交流の持続的拡大を図るため、令和4年4月下旬から12月にわたって、南予全域で「えひめ南予きずな博」を開催します。

『南予から発信する「えひめシフト!!」』をコンセプトに、密を避け豊かな自然の中で心や体のいやしを求めて訪れる人々、人手不足の生産現場を手伝いに来てくれる人々など、様々な来訪目的やニーズに応じた受入体制の構築や魅力づくりを進めていきます。

今年度は、持続可能な地域づくりにつながる「仕組み・体制づくり」に向けた取組みをプロローグ的に実施しており、本格開催となる来年度は、今年度構築する仕組みや体制を活用し、様々なイベントを各地域で展開していくほか、豪雨災害で特に被害の大きかった宇和島市・大洲市・西予市でシンボルイベントを実施



きずな博ポスター

するなど、南予の魅力に加えて、力強く復興へ歩む地域の姿をメッセージとして発信し、県内外からの誘客に取り組んでいきます。

クラウドファンディングについて

当実行委員会では、南予に愛顔（えがお）と元気を届けようと前向きな企画に

チャレンジする地域団体の活動資金をサポートするため、7月30日(金)から9月17日(金)の50日間、クラウドファンディングを実施し、広く支援を呼びかけました。その結果、県内外から、南予地域の創造的復興を願う応援コメントとともに、目標金額(630万円)を上回る870万円の支援金が寄せられました。期間中、様々な励ましのお言葉を寄せていただいた皆様、今回のプロジェクトについてSNS等で幅広くお声がけしていただいた皆様にも、あわせて御礼申し上げます。

皆様からいただいた御支援で南予で活動する3団体(吉田三間商工会、特定非営利活動法人U.grandma Japan、OZU RIVERSIDE FESTIVAL実行委員会)の企画をサポートいたします。

既に実施されている企画も一部ありますが、今回は各団体の取り組みについて紹介します。

①吉田三間商工会

地元事業者の経営支援に加え、秋祭りなどの地域振興事業にも積極的に取り組んでいる「吉田三間商工会」は、豪雨災害にも新型コロナにも負けない復興のシンボルとして、毎年冬に開催しているイルミネーションイベントを、従来よりも規模を拡大し開催しています。

会場は、『宇和島市三間町中山池自然公園』(令和4年1月3日まで開催)と『宇和島市吉田町伊達広場及び吉田町の各商店街周辺』(令和4年1月中旬頃まで開



中山池自然公園イルミネーション飾り付けの様子



三間町中山池自然公園イルミネーション



吉田町伊達広場イルミネーション

催)の2か所で実施中です。

取付けには、地元の高中生や企業の方などもお手伝いいただき、多くの方にイルミネーションを見ていただき、笑顔になっていただきたいという思いを込め、地元住民一丸となって準備を行いました。

皆様からの御支援により新しく制作したモニュメントもありますので、ぜひ皆様お誘い合わせのうえ、お越しく下さい。

②特定非営利活動法人 U.grandma Japan (ユーグランマジャパン)

日頃から、市民と行政とのつなぎ役として包括支援に取り組んでいる「特定非営利活動法人U.grandma Japan」は、東日本大震災で被害の大きかった東北地方を中心にボランティア活動をしている福島県南相馬市の小中学生マーチングバンド「Seeds+」を招待し、音楽を通して地元の子供たちと交流するイベントを令和4年3月19日に宇和島市（南予文化会館）で開催する予定としています。

当日は、Seeds+による演奏や地元の中高校生とのコラボ演奏などを予定しており、震災を乗り越え音楽を続ける子どもたちの姿を通して、「夢をあきらめない事」、「日頃の防災意識の大切さ」、「今後自分たちが取り組めることは何なのか」などを感じられる場を地元中高生が中心になり作り上げていきます。



福島県南相馬市のマーチングバンド「Seeds+」

③OZU RIVERSIDE FESTIVAL実行委員会

音楽フェス等の開催により心の復興の後押しを続けている「OZU RIVERSIDE



ジャパハリネットの皆様

FESTIVAL実行委員会」では、発災直後から物資の輸送を中心に、何度も被災地を訪れ励ましてくれた、愛媛出身のロックバンド「ジャパハリネット」に、被災者・被災地の未来に向けたオリジナルソングの制作を依頼し、被災された方々をはじめ、南予地域の人々に音楽の力で笑顔を届ける企画を予定しています。

完成した楽曲は、きずな博でも使用することを予定しており、音楽を通して地域の元気づけと更なる復興の後押しを目指していきます。

今後も、各企画の情報をきずな博の公式HP等で順次発信していきますので、豪雨災害にも新型コロナにも負けず、前向きに地域のために活動している各団体の取り組みを、引き続き応援いただけますと幸いです。

いやし体験プログラムについて

海・川・森などの豊かな自然と多彩な歴史文化、そして、四国遍路のお接待に

代表されるような、温かい人情とおもてなしの心にあふれる地域である南予では、地域住民が中心となって100以上の体験プログラムが実施されています。

歴史情緒あふれる町並での「着付け体験」や「散策ガイド」、地元の食材を使った「石窯ピザ作り」、宇和海のリアス式海岸を見ながら漁船で楽しむ「海上クルーズ体験」など、いずれも南予地域の魅力を体感できる特別なプログラムとなっています。

きずな博の会期中には、これらの「いやし体験プログラム」や南予の人々のおもてなしの心により県内外の人々との絆を強化し、復興に向けてがんばっている南予の姿を全国へ発信していきます。

個々のプログラムの詳しい内容や参加方法などは、愛媛県観光サイト「いよ観ネット」に掲載しておりますので、お気に入りのプログラムをチェックのうえ、南予で思いっきり「いやしの時間」を満喫してください。



いよ観ネット



石窯ピザ作り（鬼北町）



佐田岬漁師漁船体験クルーズ（伊方町）



宇和島じゃこ天製造体験（宇和島市）



着物で巡る恋する町並み（内子町）



笠置峠へんろみちハイキング（八幡浜市）



おおず歴史華回廊（大洲市）



雑巾がけレース（西予市）



侍とBBQ体験（松野町）



シーボーンアート愛南教室（愛南町）

公式ホームページ、SNSについて

最後になりますが、きずな博公式ホームページ（二次元コード参照）では、きずな博のコンセプトやプロ



公式ホームページ

ジェクトについてはもちろん、南予に移住して活躍されている方の声をリアルに届けるインタビュー動画等を発信しています。

また、今年度、南予各地できずな博の仕組み・体制づくりの各プロジェクトに取り組む地域事業者の方々が、活動内容やきずな博への意気込みを語る動画を公式HP上で順次配信しています。MCを務める、やのひろみさんの軽快なトークで、きずな博や南予地域の魅力をたっぷりお届けしていますので、ぜひご覧ください。

あわせて、公式Facebookと公式Twitterでは、きずな博の最新情報をいち早く更新し、公式Instagramでは、南予地域の魅力を写真でお届けしていますので、こちらもチェックしてみてください。



公式Facebook



公式Twitter



公式Instagram

神社も札所だった江戸時代

—— 大三島・八幡宮・一之宮・石鎚山



愛媛大学法文学部教授
四国遍路・世界の巡礼研究センター長

胡 光
(えべす ひかる)

北条・菊間海岸を歩く

弘化2年(1845)2月22日、筑前国津屋崎村(福岡藩領/福岡県福津市)を出発した豪商・佐治家一行は、3月15日に三津浜(松山市)へ上陸し、第五十二番札所太山寺から遍路を始めます。記された「四国日記」(佐治家文書、福岡県立図書館保管、佐治洋一氏蔵)を読み解きながら、最新の研究成果もふまえて、四国を旅してみます。

日記には、一日ごとに距離・宿泊所・札数・接待数・宿賃・米代・布団代など費用が記録されています。初日は、五里(約20km)を歩き、2札所に奉納し、6接待も受け、朝浪村(浅海原村)の金左衛門宅に泊まります。宿代(木賃)は15文、米66文、布団20文でした。四国遍路の宿泊は、百姓宅の民泊であることが特徴です。「善根宿」という宿の接待は、宿代が無料ですが、米代や布団代は必要です。布団がなくて困ったという記述もあります。遍路が泊まる家は決まっています。案内本・真念『四国辺路道指南』でも紹介されています。金左衛門宅には、佐治家7名のほかに8名が泊まっていました。



北条海岸を歩く愛媛大学生

翌朝、出立すると、隣の本谷村で赤飯の接待を受け、浜辺を歩くと「かわら焼き多し」という菊間の町に出ます。豪商一行だけあり、瓦蔵元嘉右衛門を知っており、立ち寄って昼食をとります。四国では、弘法大師が辺路をした頃から、昼食を「御わけ」と呼ぶと記されます。弘法大師に御分けするという大師信仰がうかがえます。

大三島・大山祇神社も札所

第五十四番札所延命寺(今治市)を経て、第五十五番札所へ奉納します。ここは、「別宮大明神」と呼ばれ、「大三島の前札所」と記されています。八十八ヶ所が全て寺院になるのは、明治維新の神仏分離令の後であり、江戸時代には各国一之宮をはじめとする主要神社が札所に含まれていました。

詳細な遍路日記の草分けである、承応2年(1653)の澄禅「四国辺路日記」も「本式は辺路であれば島へ渡り、別宮に札を納めるのは略式である」と述べます。さらに昨年、実際に大三島へ渡った遍路日記を発見しました。佐治家の日記に近い、文化2年(1805)に京都商人が遍路をした「四国巡拝みちの日記」では、堀江村(松山市)から船に乗り、巖島神社と大山祇神社を参詣しています。大山祇神社では、五十五番の納経(御朱印)が出たとあるので、神社側も札所という認識があったのです。現在は、別宮の世話をしていた隣接する南光坊が札所になっています。

今治城下の室屋町の善根宿・山田屋四



八幡宮参道を登る愛媛大学生

郎右衛門宅に泊まり、翌日城下町を見物した後、第五十六番泰山寺へ向かい、次に第五十七番栄福寺・石清水八幡宮へ到着します。佐治日記では、寺と神社の名前が並列されますが、澄禅日記や真念案内本には八幡宮とのみ紹介される場所です。

現在の遍路道は、八幡宮の山に突き当たると迂回して裏の栄福寺に至りますが、まっすぐ山頂に登ると八幡宮の本殿があり、ここで本尊阿弥陀如来を拝し、麓の栄福寺で大師堂を拝していたのでした。現在の八幡宮参道は、みごとな竹林で覆われています。

石鎚山を拝す

第五十八番仙遊寺、第五十九番国分寺へ奉納し、桜井村（今治市）鍛冶屋嘉兵衛宅で泊まります。翌朝、茶堂で焼米と月代（髪結い）の接待を受け、道中では、楠村の本尊開帳、臼井の水、生木地蔵、福岡八幡宮を参詣しながら歩きます。弘法大師が加持祈祷した時、諸仏来迎して五色の雲がたなびいた水、樟の大木に大師が刻んだ尊像は霊験あらたかであると記されています。

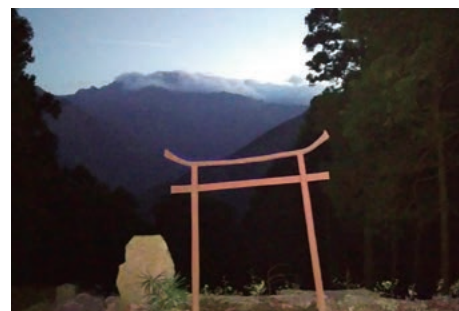
こうして、大戸（大頭・西条市）の町で昼食をとったところ、九時半（13時）だったので、この家に荷物を置いて百丁（約10km）の山道を登ります。七時半（17時）に第六十番横峰寺に到着し、本尊大日如来と大師堂を拝します。右手の宮は石鎚山蔵王権現の前札所になっていて、両所に札を納めます。寺の前で少し休み、急いで下ります。道半ばで日が暮れ、提灯をつけて町に帰ると五ツ（20時）でした。たいへん難儀をしたと記されています。頼んでいた風呂に入って、遅い夕食をとりました。この日、歩いた距離は九里

余（36km以上）に及びました。老婆を含む七人連れの健脚を知ることができます。

現在、横峰寺境内とそこへ至る道は国の史跡に、石鎚山を望む星ヶ森は名勝に指定されています。寺への距離を記した丁石や自然な山道がいにしへの遍路道の様子をよく伝えてくれます。溪谷沿いの道は、自然石の階段も見られ、地域特有の景観を形成しています。

早朝に出立すると、第六十一番香園寺を経て、小松城下を通ります。第六十二番札所は小松駅の裏にある一之宮、現在は宝寿寺が札所になっています。氷見村に入り、第六十三番吉祥寺で休憩をとります。当村には、弘法大師加持祈祷の水があり、大師が来た時、水がなかったため、遠くから水を汲んできた女性がいたので、この地に水を授けたという伝説が記されます。現在の西条市の打ち抜きの始まりです。

石鎚蔵王権現を祀る第六十四番前神寺は、四国一の福寺で、高いところにあると紹介されています。ここは、現在の石鎚神社の地で、明治維新で廃寺となり、後に現在の場所に再興されました。石鎚神社の本殿が本堂、すぐ下にある祖霊殿が大師堂の面影を伝えています。



国名勝 星ヶ森（横峰寺奥の院）

【参考文献】

- 伊予史談会『四国遍路記集』伊予史談会双書,1981
- 塚本明・近藤浩二・胡光「巡礼と『道中日記』の諸相」『2013年度四国遍路と世界の巡礼公開講演会・公開シンポジウムプロシーディングズ』愛媛大学「四国遍路と世界の巡礼」研究会,2014
- 愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センター編『四国遍路の世界』ちくま新書,2020
- 胡光「新発見の遍路日記『四国巡拝みちの日記』」『四国遍路と世界の巡礼』6,2021

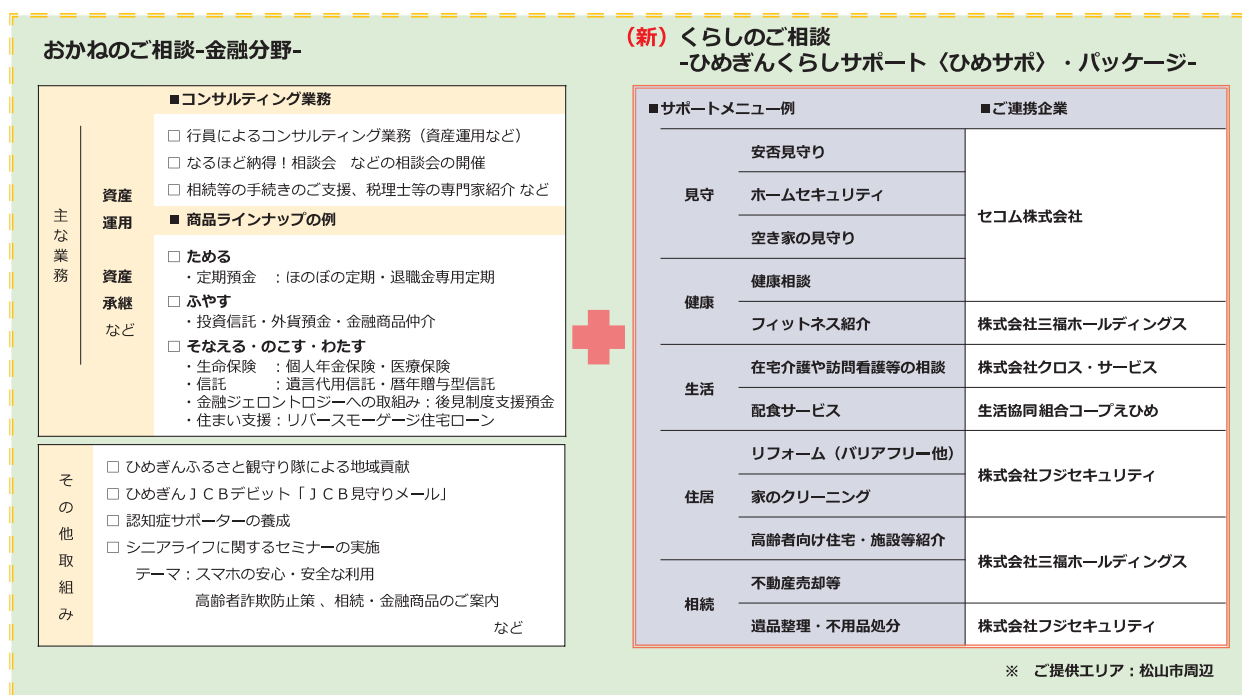
ひめぎんくらしサポート 〈ひめサポ〉 について

愛媛銀行 経営管理部
ソリューション営業部

当行は、シニア層のお客さまやそのご家族等を対象に、これまでの金融分野に加え、暮らし分野へのご相談にも対応できる「ひめぎんくらしサポート 〈ひめサポ〉」の取扱いを令和3年11月より開始いたしました。

ひめぎんくらしサポート 〈ひめサポ〉 の概要

全体イメージ 愛媛銀行のシニア層向け支援スキーム



(1) 「おかねのご相談」に加え、「くらしのご相談」（見守・健康・生活・住居・相続）にワンストップで対応いたします。

(2) 地域の応援企業（くらしの応援企業）と連携した総合的サポートを実現いたします。
〔くらしの応援企業〕

セコム株式会社（代表取締役社長 尾関一郎）

株式会社三福ホールディングス（代表取締役社長 中矢孝則）

株式会社クロス・サービス（代表取締役社長 岡部純二）
生活協同組合コープえひめ（理事長 美濃欽也）
株式会社フジセキュリティ（代表取締役社長 佐伯雅則）

ひめぎんくらしサポート〈ひめサポ〉取扱い開始の背景

当行では、第17次中期経営計画において、新連携による金融プラス1戦略を掲げ、超高齢化社会への対応という地域課題に対し、異業種との連携を通じ「おかねのご相談」に限らない、「くらしのご相談」にも幅広くお応えできる新サービスの検討を開始しました。

合わせて、令和3年7月より「シニアサービスの充実」をテーマに、目的別の女性タスクチーム[※]を立ち上げました。ご高齢のお客さまやそのご家族と接する機会の多い年金アドバイザーなどをメンバーに、高齢化が進む地域社会に寄り添った金融機関のサービスのあり方の議論を行い、チームの感性やアイデアも取り入れ、本サービスが誕生いたしました。

※（ご参考）女性タスクチームについて

女性の経営参画および活躍支援（感性・アイディアを幅広く活用）に向けた取り組みの一環として、目的別のタスクチームを立ち上げました。当行部店より広く募ったメンバーにより構成しています。チーム名として掲げる「ひめのわ」は、愛媛銀行と地域を巻き込み活躍できるようなグループ調「和」、つながりの「輪」をイメージしており、引き続き、タスクチームの「輪」も広げてまいります。

第一弾：ひめのわ／店舗利活用チーム（令和2年12月結成）

第二弾：ひめのわ／シニアサービスチーム（令和3年7月結成）

今後の取組み

今後も、「くらしのご相談」の商品・サービスの拡充に向けた連携を進め、お客さま、地域の応援企業、当行を繋ぐ取組みに努めていくとともに、行内のサポート人材の育成にも取り組み、地域の安心かつ豊かな暮らしの実現に貢献してまいります。

【お問い合わせ先】

愛媛銀行
経営管理部 担当：桂
ソリューション営業部 担当：楨野
電話：089-933-1111

ひめぎん

笑顔のシニアライフを応援！

次世代シニアの方にも見てほしい

ひめぎんくらしサポート 〈ひめサポ〉

くらしのなかの「困った」「どうしよう」といったご相談に
くらしの応援企業とともにサポートします。

健康

- ・健康相談
 - ・フィットネス
 - ・介護予防
- などのご相談

生活

- ・在宅介護・家事支援
 - ・訪問看護・配食
 - ・植栽手入・害虫駆除
- などのご相談

住居

- ・リフォーム（バリアフリー他）
 - ・お家のクリーニング
 - ・高齢者向けのお住まい
- などのご相談

担当者

年金アドバイザー

窓口担当

見守

- ・離れたご家族の安否見守り
 - ・実家（空き家）の見守り
 - ・防犯カメラの設置
- などのご相談

相続

- ・不動産の売却
 - ・遺品の整理・不用品の処分
- などのご相談



愛媛銀行

くらしの応援企業の
サポート内容について
詳しくはこちら ▶



(2021年11月1日現在)

ひめぎんの取組み

お か ね の ご 相 談	<p>■ コンサルティング業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 行員によるコンサルティング業務（資産運用など） <input type="checkbox"/> なるほど納得！相談会 などの相談会の開催 <input type="checkbox"/> 相続等の手続きのご支援、税理士等の専門家紹介 など 	そ の 他 取 組 み
	<p>■ 商品ラインナップの例</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ためる <ul style="list-style-type: none"> ・定期預金 : ほのぼの定期・退職金専用定期 <input type="checkbox"/> ふやす <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託・外貨預金・金融商品仲介 <input type="checkbox"/> そなえる・のこす・わたす <ul style="list-style-type: none"> ・生命保険 : 個人年金保険・医療保険 ・信託 : 遺言代用信託・暦年贈与型信託 ・金融ジェロントロジーへの取組み：後見制度支援預金 ・住まい支援：リバースモーゲージ住宅ローン 	

「ひめぎん なるほど納得！相談会」


大切な資産の運用は、プロにご相談ください。

- ▶ **ご相談内容**
相続、事業承継、納税、年金、資産
など お金に関する相談
- ▶ **相談員**
愛媛銀行の専門家・税理士・社会保険労務士
など


ひめぎん JCB デビットご加入者様向け

「JCB 見守りメール」サービス

離れて暮らすご家族が
JCB デビットによりお支払いすると、
「JCB 見守りメール」が配信されます。




詳しくは JCB 見守りメール
WEB サイトをご覧ください ▶




ひめぎんふるさと観守り隊

行員が、外訪活動を通じ収集した情報（緊急・異常など）を行政機関に提供し、安全で安心なまちづくりの活動に貢献しています。



認知症サポーターの養成

新入行員研修で「認知症サポーター養成講座」を開講し、認知症について正しく理解し、認知症の方やそのご家族を支える活動に参加しています。



詳しくは、お近くの窓口または担当者へお問い合わせください。



月～金（祝日除く）9：00～17：00

<https://www.himegin.co.jp/>

「寅年」にまつわる話

愛媛銀行 ひめぎん情報センター

2022年は、「寅年」ですが、今年はどうな年になるのでしょうか。

寅年の「寅」という字は、「矢を両手で引っ張る」象形から「引っ張る・伸ばす」といった意味があり、草木が伸び始める状態を表していると言われているそうです。

このようなことから、寅年は芽を出したものが成長していく年、これから成長する年とも言われているようです。

「成長」が起こると言われている寅年に、過去どのようなことがあったのでしょうか。

【寅年に起こった出来事】

	出来事
1950年	世界気象機関（WMO）発足
1986年	株価高騰による「バブル経済の始まり」
	男女雇用機会均等法 施行
1998年	日本で明石海峡大橋が開通、同時に神戸淡路鳴門自動車道も全通
	日本初の火星探査機「のぞみ」の打ち上げに成功
2010年	小惑星探査機「はやぶさ」が地球に帰還

過去を振り返ってみると、新しいものが生み出されたり、初めての出来事が起こったりなど、寅年の「芽吹いたものが成長する」ということにちなんだ出来事が多いようです。

また、干支にちなんだ格言で「辰巳天井、午尻下がり、未辛抱、申酉騒ぐ、戌笑い、亥固まる、子は繁栄、丑つまずき、寅千里を走り、卯跳ねる」というのがあり、「辰年や巳年には株価が高値を付けることが多く、午年は下げ相場、未年は我慢が強られる相場展開。申年や酉年は値動きが荒く、戌年は上昇、亥年は値を固める、子年は上昇、丑年は下落、寅年は大幅上昇、卯年は上昇する」という意味だそうです。

2020年から2021年にかけて、新型コロナウイルスの影響により、私たちの生活は一変し、暗い出来事が多く起こりましたが、2022年は景気も回復し、飛躍する年となることを期待したいものです。

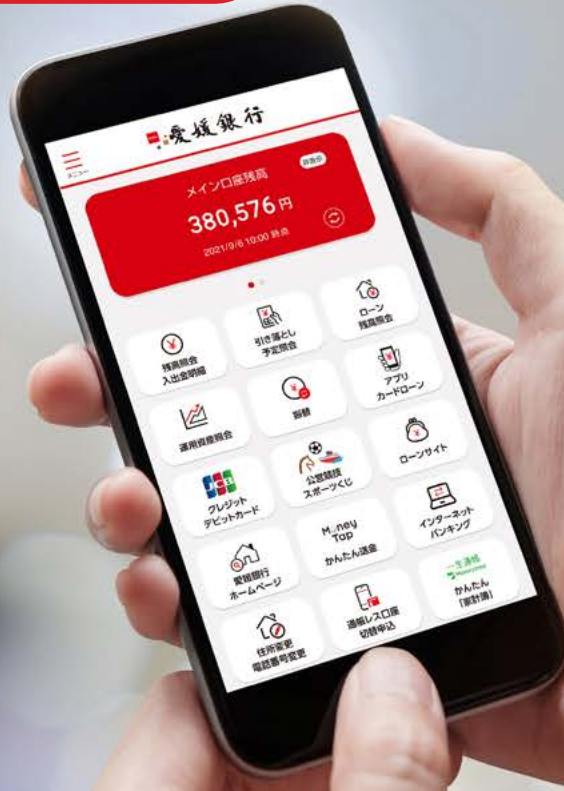
【参考資料】

FujiSankei Business i. (2005年1月4日付)

2021. 9 バージョンアップ

入出金を
プッシュ通知で
お知らせ!

ATM出金ロック
機能を搭載!



ひめぎん



／ 毎日の暮らしをアップデート /

ひめぎん アプリ

今すぐ!ダウンロード

ひめぎんアプリ

検索

iPhone (iOS) 版



Android版



Apple, Appleのロゴ, App StoreとiPhoneは、米国およびその他の国で登録されたApple Inc.の商標です。
Google Play および Google Play ロゴは、Google LLCの商標です。

ひめぎん 愛媛銀行

<https://www.himegin.co.jp/>

詳しくは、お近くの愛媛銀行窓口またはフリーダイヤルへ。

0120-22-0576

月～金 (祝日除く) 9:00～17:00

(2021年12月23日現在)



環境に配慮した「植物油インキ」
を使用しています
一部に植物油インキを使用しています



ひめぎん情報 2022新春号 No.298

発行／株式会社 愛媛銀行 ひめぎん情報センター
〒790-8580 松山市勝山町2丁目1番地
T E L (089) 933-1431
F A X (089) 933-1207
U R L <https://www.himegin.co.jp/>
e-mail hisc015@himegin.co.jp

印刷／エンジニアネットワーク株式会社
〒799-3101 愛媛県伊予市八倉310番地2
T E L (089) 927-2288